

○理容師法施行細則

昭和 45 年 2 月 26 日規則第 9 号

注 平成 2 年 3 月から改正経過を注記した。

理容師法施行細則をここに公布する。

理容師法施行細則

(趣旨)

第 1 条 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号。以下「法」という。）の施行については、理容師法施行令（昭和 28 年政令第 232 号）、理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）及び理容師法施行条例（平成 24 年 9 月横浜市条例第 47 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平 12 規則 33・平 13 規則 78・平 15 規則 50・平 24 規則 63・平 25 規則 10・一部改正)

(開設の届出)

第 2 条 法第 11 条第 1 項の規定による届出は、理容所開設届出書（第 1 号様式）により保健所長に提出するものとする。

(平 8 規則 123・平 13 規則 113・平 19 規則 37・一部改正)

第 3 条から第 5 条まで 削除

(平 16 規則 49)

(変更または廃止の届出)

第 6 条 法第 11 条第 2 項の規定による届出は、理容所開設届出事項変更届出書（第 5 号様式）又は理容所廃止届出書（第 6 号様式）により、それぞれ変更又は廃止した日から 10 日以内に保健所長に届け出なければならない。

(平 8 規則 123・平 13 規則 113・平 19 規則 37・一部改正)

(地位の承継の届出)

第 6 条の 2 法第 11 条の 3 第 2 項の規定による届出のうち、相続による理容所の開設者の地位の承継の届出は理容所相続承継届出書（第 6 号様式の 2）により、合併又は分割による理容所の開設者の地位の承継の届出は理容所合併・分割承継届出書（第 6 号様式の 3）により保健所長に届け出なければならない。

(平 8 規則 123・追加、平 13 規則 78・平 13 規則 113・平 19 規則 37・一部改正)

(市長が衛生上支障がないと認めるとき)

第 6 条の 3 条例第 3 条第 7 号について、同条ただし書の市長が衛生上支障がないと認めるときは、頭髪に係る作業を行わないときその他市長が衛生上支障がないと認めるときとする。

(平 26 規則 62・追加)

(出張業務の承認等)

第 7 条 条例第 4 条第 3 号に基づき、理容師が、理容所以外の場所で業務を行おうとするときは、理容師出張業務承認申請書（第 7 号様式）を保健所長に提出しなければならない。

(平 12 規則 33・平 13 規則 113・平 15 規則 50・平 16 規則 49・平 19 規則 37・平 25 規則 10・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 16 規則 49・旧第 10 条繰上、平 18 規則 84・一部改正)

付 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 45 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 12 月規則第 115 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 59 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の理容師法施行細則、美容師法施行細則及びクリーニング業法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則 (平成 2 年 3 月規則第 26 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月規則第 41 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から 1 年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成 7 年 3 月規則第 19 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 12 月規則第 123 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 8 年 12 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の理容師法施行細則、美容師法施行細則及びクリーニング業法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成 12 年 3 月規則第 33 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の理容師法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成 13 年 1 月規則第 1 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則、横浜市国民健康

保険条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、理容師法施行細則、美容師法施行細則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、浄化槽法施行細則、土地区画整理法第 72 条の規定による土地立入測量調査員の身分証票等規則、横浜市都市計画法施行細則及び横浜市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 13 年 7 月規則第 78 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の興行場法施行細則、旅館業法施行細則、公衆浴場法施行細則、理容師法施行細則、美容師法施行細則及びクリーニング業法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 13 年 12 月規則第 113 号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕理容師法施行細則〔中略〕の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の〔中略〕理容師法施行細則〔中略〕の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕理容師法施行細則〔中略〕の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 15 年 3 月規則第 50 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の理容師法施行細則及び美容師法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 16 年 4 月規則第 49 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕理容師法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 18 年 3 月規則第 84 号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月規則第 37 号） 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に第 16 条の規定による改正前の給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則、第 25 条の規定による改正前の児童福祉法施行細則、第 26 条の規定による改正前の母子保健法施行細則、第 30 条の規定による改正前の生活保護法施行細則、第 31 条の規定による改正前の横浜市身体障害者更生授産所条例施行規則、第 33 条の規定による改正前の興行場法施行細則、第 34 条の規定による改正前の旅館業法施行細則、第 35 条の規定による改正前の公衆浴場法施行細則、第 36 条の規定による改正前の理容師法施行細則、第 37 条の規定による改正前の美容師法施行細則、第 38 条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則、第 39 条の規定による改正前の温泉法施行細則、第 40 条の規定による改正前の化製場等に関する法律施行細則、第 41 条の規定による改正前の横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則、第 42 条の規定による改正前の食品衛生法施行細則、第 43 条の規定による改正前の横浜市狂犬病予防法施行取扱規則、第 44 条の規定による改正前の横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則、第 45 条の規定による改正前の横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則、第 46 条の規定による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則、第 47 条の規定による改正前の歯科技工士法施行細則、第 48 条の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則、第 49 条の規定による改正前の柔道整復師法施行細則、第 50 条の規定による改正前の薬事法施行細則、第 51 条の規定による改正前の死体解剖保存法施行細則及び第 52 条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成 24 年 6 月規則第 63 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 7 月規則第 68 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第 6 条の規定による改正前の生活保護法施行細則、第 7 条の規定による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則、第 8 条の規定による改正前の横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、第 9 条の規定による改正前の理容師法施行細則、第 10 条の規定による改正前の美容師法施行細則及び第 12 条の規定による改正前の横浜市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成 25 年 2 月規則第 10 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 9 月規則第 62 号)

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月規則第 12 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式(第2条)

(表)

理容所開設届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市保健所長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、所在地)
及び代表者の氏名

電 話

理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

名	称				
所	在 地	電 話			
管 理 理 容 師	住 所				
	氏 名		確認欄		
	理容師免許証又は免許証明書	年 月 日 第 号	理容所	同一場所で開設の美容所	
	管理理容師講習会修了証	年 月 日 第 号			
	厚生労働省令に規定する疾病の有無	有()・無			
従 業 者	氏 名	理容師免許証又は免許証明書	厚生労働省令に規定する疾病の有無		
		第 号 年 月 日	有()・無		
		第 号 年 月 日	有()・無		
		第 号 年 月 日	有()・無		
		第 号 年 月 日	有()・無		
同一の場所で美容所が既に開設されている場合は、当該美容所の名称					
同一の場所で美容所を開設予定の場合は、当該美容所の開設予定年月日		年 月 日			
理容所の開設予定年月日	年 月 日	調査予定年月日	年 月 日		

(A4)

(裏)

構造設備の概要				確認日 /	確認日 /	
床面積				m ²		
理容椅子	台	洗髪専用の設備	有(台)・無			
洗髪専用の設備 を設置しない場合	頭髮に係る作業		有・無			
	具体的な作業内容					
床材質						
腰板材質						
換気	機械(換気扇・空調機)・自然(開閉自由な窓 方向)					
消毒方法	かみそり・血液 付着器具					
	はさみ					
	くし・ブラシ					
	その他の器具					
消毒設備	器具格納戸 棚等	有(個)・無				
	消毒専用洗 い場	箇所・縦	cm・横	cm・深さ	cm	
	メスシリン ダー	ml	本・	ml	本	
	消毒容器 (蓋付き)	ほうろう引き・樹脂製・その他()				
	消毒器	蒸気・紫外線・その他()				
毛髪箱	個	汚物箱	個			
救急薬	有・無					
居室、休憩室等との 区画	壁・ガラス戸・板戸・その他()					
待合設備	有・無	従業員控室	有・無			

(注意) 1 太枠内のみ記入して下さい。

2 この届出書は、理容所の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。
添付書類 (※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。)

- 1 理容所の平面図(構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面)2部及び付近の見取図
- 2 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書(診断後3月以内のものに限る。)
- 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

※4 開設者が法人の場合は、登記事項証明書

※5 理容師免許証又は免許証明書

※6 管理理容師の設置を必要とする理容所を開設する場合は、管理理容師講習会修了証

理容所開設届出事項変更届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市保健所長

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名〕

電 話

理容所の開設届出事項を変更しましたので、理容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称									
所 在 地		電 話							
名称・構造設備等	変 更 前	変 更 後			変 年 月 日	確 認 欄			
						理 容 所	同一場所で開設の美容所		
管理理容師	変 更 前				変 年 月 日	/			
	変 更 後	氏 名							
		住 所							
		理 容 師 免 許 証 又 は 免 許 証 明 書	管 理 理 容 師 講 習 会 修 了 証	厚 生 労 働 省 令 に 規 定 す る 疾 病 の 有 無					
	第 号	第 号	有 () ・ 無						
	年 月 日	年 月 日							
従業者	変 更 内 容	氏 名	理 容 師 免 許 証 又 は 免 許 証 明 書	厚 生 労 働 省 令 に 規 定 す る 疾 病 の 有 無	変 年 月 日	/			
			第 号	有 () ・ 無					
			第 号	有 () ・ 無					
			第 号	有 () ・ 無					
		年 月 日	年 月 日						

(注意) 1 太枠内のみ記入して下さい。

2 この届出書は、理容所の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。

添付書類(※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。)

1 構造設備の変更の場合は、変更前及び変更後の平面図(変更後の平面図については、2部)

2 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に変更があったとき、又は理容師を新たに雇い入れたときは、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書(診断後3月以内のものに限る。)

※3 法人の登記事項の変更の場合は、登記事項証明書(変更の履歴が分かるものに限る。)

※4 理容師を新たに雇い入れたときは、その者の理容師免許証又は免許証明書

※5 管理理容師の設置又は変更の場合は、管理理容師講習会修了証

第6号様式(第6条)

理容所廃止届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市保健所長

届出者 住所
氏名
〔法人にあつては、その名称、所在地〕
及び代表者の氏名
電話

理容所を廃止しましたので、理容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
廃 止 年 月 日	年 月 日

(注意) この届出書は、理容所の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。
(A4)

第6号様式の2(第6条の2)

理容所相続承継届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市保健所長

届出者 住所
氏名
電話

理容所の開設者の地位を相続により承継しましたので、理容師法第11条の3第2項により、次のとおり届け出ます。

理 容 所	名 称	
	所 在 地	電 話
相 続 人	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日生
	被相続人との 続柄	
被 相 続 人	氏 名	
	住 所	
相 続 開 始 年 月 日	年 月 日	

(注意) この届出書は、理容所の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。
添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 その他保健所長が必要と認める書類

(A4)

第6号様式の3(第6条の2)

理容所合併・分割承継届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市保健所長

届出者 事務所の所在地
名 称
代表者の氏名
電 話

理容所の開設者の地位を 合併
分割 により承継しましたので、理容師法第11条の3第2項
の規定により、次のとおり届け出ます。

理 容 所	名 称	
	所 在 地	電 話
合併により消滅 した法人又は分 割前の法人	名 称	
	所 在 地	
	代表者の氏名	
合 併 又 は 分 割 年 月 日		年 月 日

(注意) この届出書は、理容所の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。
添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した
法人の登記事項証明書

第7号様式(第7条)

理容師出張業務承認申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市保健所長

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり理容所以外の場所で業務をしたいので、理容師法施行細則第7条の規定により、次のとおり申請します。

免許年月日及び番号	年 月 日 第 号
業 務 先	
出張業務の予定期間 及 び 日 数	年 月 日から 年 月 日まで 日間
出 張 業 務 を 必 要 と す る 理 由	

(注意) この申請書は、業務を行う場所を所管する福祉保健センターに提出してください。
添付書類(福祉保健センターで確認した後返却します。)

理容師免許証又は免許証明書

(A4)